

川崎市告示第542号

令和7（2025）年度川崎市一般廃棄物処理実施計画の変更

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）第6条第1項の規定に基づき策定しました令和7（2025）年度川崎市一般廃棄物処理実施計画（川崎市告示第167号）について、次のとおり変更しましたので告示します。

令和7年10月31日

川崎市長 福田 紀彦

令和 7（2025）年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

1 区域

川崎市全域

2 処理計画量

(1) ごみ

	収集対象人口（人）	処理計画量（トン）
計画収集	1, 555, 881	273, 554
施設搬入		94, 124
合 計		366, 759

(2) し尿・浄化槽汚泥等

	収集対象人口（人）	処理計画量（キロリットル）
し尿収集	4, 975	7, 008
浄化槽清掃	2, 227	18, 239
汚泥処理		14, 374
事業所汚水		1, 966
処理計画総量		41, 587

3 一般廃棄物の排出抑制及び再生利用等の方策

(1) 再使用、再生利用可能な廃棄物の収集等

ア 再生利用可能な廃棄物を分別収集する。

- ・収集日 週1回または2回の定曜日収集とし、月曜日から土曜日のうち地域ごとに収集曜日を定めて実施する。
- ・収集対象物 空き缶・空きびん・ペットボトル・使用済み乾電池・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装（川崎区、幸区、中原区についてはプラスチック資源）・蛍光管

イ 地域ごとに月2回の粗大ごみ収集日に、30cm未満の金属製品を「小物金属」として分別収集する。

ウ 古紙の収集については、資源集団回収の補完的な事業として実施する。

エ 粗大ごみや不要品のリユースについて、民間事業者と連携したリユーススポットの運営やリユースに関する民間事業者のサイトを市ホームページで広報し、リユースの推進を行う。

(2) 食品廃棄物の減量化・資源化の取組

ア 食品ロス削減推進法に対応した施策の推進

イ 家庭から発生する食品ロス、生ごみ減量のための普及啓発の実施（3きり運動の推進、エコ・クッキング講習会の開催など）

ウ 各家庭で使いきれない未利用食品を集める「フードドライブ」の実施

エ 生ごみリサイクルリーダーの派遣や生ごみ減量化・資源化講習会の開催

オ 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

カ 家庭から発生する生ごみを堆肥化し、有効活用する市民団体の活動に対する助成

キ 食品ロス削減協力店をはじめ、民間事業者と連携した食品ロス対策の実施

ク 食品廃棄物を多く排出する事業者等の排出実態把握とリサイクル推進に向けた普及啓発の実施

(3) 資源回収の実施

ア 粗大ごみ処理施設における資源の回収

処理の過程において粗大ごみの中から金属及び羽毛布団の回収を行うとともに、小物金属の中から金属類及び使用済み小型電子機器等の再資源化促進に関する法律への対応として小型家電の回収を実施する。

イ 資源化処理施設における資源の回収

資源化処理施設において空き缶、空きびん、ペットボトル、ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装、プラスチック資源（川崎区）の資源化を図る。

(4) 資源集団回収実施への支援

ア 根拠 川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱等

イ 支援方法 ・実施団体に対し、奨励金を交付する。

・回収業者に対し、報償金を交付する。

・川崎市資源集団回収事業連絡協議会に対し助成金を交付する。

ウ 対象品目 ・紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック及びミックスペーパー）・布類（衣類、古布等）・びん類（リターナブルびん）

エ 布類については、資源集団回収の補完的な事業として、拠点回収を行う。

(5) 資源化計画量

再生利用可能な廃棄物の収集量	48,704 トン
市の処理施設からの資源回収量	737 トン
資源集団回収量	32,138 トン
資源化量合計	81,579 トン

(6) 拠点回収及び店頭回収の実施

小型家電、牛乳パック、蛍光灯、古着類、インクカートリッジ等については、生活環境事業所・区役所等に回収場所を設け、資源化等を行う。

(7) 川崎市廃棄物減量指導員の委嘱

定数 1,979人

組織 川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会及び各区廃棄物減量指導員連絡協議会

(8) 廃棄物に係る環境学習

3R推進講演会の開催、社会科副読本（「くらしとごみ」）デジタル版の配布、出前ごみスクール、ふれあい出張講座の実施

(9) 市民に対する普及啓発活動等

ア 市政だより、ホームページ、ごみ分別アプリ、リーフレット及びポスター等各種広報媒体による啓発

イ 3Rの推進に関する行事開催

ウ 廃棄物の排出抑制及び分別排出への協力要請

エ エコマーク製品、グリーンマーク製品等、再生品等の積極的使用の協力要請

オ 減量、再生利用等の実績が顕著な市民等の表彰

カ ごみの減量、資源化、美化推進に係る恒常的な普及啓発活動

キ 市民まつり・区民祭への出展

(10) 事業者に対する指導等

- ア 事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者等に対する減量化、資源化等の指導
- イ 排出事業者向けごみ減量化、資源化冊子等の作成
- ウ 事業系ごみの減量化及び資源化の推進
- エ 事業系ごみの適正排出の指導
- オ 適正包装及びレジ袋削減の推進
- カ リユース・リサイクルショップ制度及びエコショップ制度の普及
- キ 一般廃棄物処理業者の立入検査及び実績報告書の徴収事務等
- ク 一般廃棄物処理業の許可事務等（更新対象業者数：38業者）

4 一般廃棄物処理実施計画

(1) ごみ処理計画

ア ごみ収集計画等

(ア) ごみ収集計画

区分		収集 計画量 (トン)	収集方法及び 収集運搬主体	搬 入 先	処理処分方法 及び処理処分 主体	市民及び事業者等の 協力義務等
家庭系廃棄物	普通ごみ	214,463	ステーション方式(所定の集積所)による週2回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市及び委託)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	焼却後埋立(市)	可能な限り再生利用等の減量を行って排出すること。 排出方法は、集積所(排出する場所として利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。以下同じ。)に原則としてふた付きポリ容器又は透明・半透明袋により行うこと。 竹串等鋭利なものについては折るなどし、また、ガラス・陶磁器については厚紙に包み、危険であることを表示した上排出すること。 収集後は集積所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。 分別対象の廃棄物は混入しないこと。
	普通ごみ (り災ごみ)	—	り災者自らが指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	焼却後埋立(市)	可能な限り再生利用等の減量を行って排出すること。 「り災ごみの処理に関する取扱要領」に従うこと

粗大ごみ	10,387	収集申込みに よる地域ごと の月2回の戸 別収集もしくは ステーション方式(所定の 集積所)による 収集を実施す る。(委託)	浮島処理セン ター粗大ごみ 処理施設及び 王禅寺処理セ ンター資源化 処理施設	金属類等は資 源化(委託) 可燃物は焼却 (市)	再利用可能なもの は、排出抑制に努め ること。
粗大ごみ (り災ごみ)	10	り災者自らが 指定処理施設 に運搬する。	指定処理施設	金属類等は資 源化(委託) 可燃物は焼却 (市)	再利用可能なもの は、排出抑制に努め ること。 「り災ごみの処理に 関する取扱要領」に 従うこと
空き缶	6,966	ステーション 方式(所定の集 積所)による週 1回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日 を定めて実施 する。(委託)	南部リサイク ルセンター及 び王禅寺処理 センター資源 化処理施設	資源化(委託)	缶内の残留物を除去 し、ペットボトルと 一緒に透明又は半透 明袋に入れて排出す ること。
空きびん	9,222	ステーション 方式(所定の集 積所に設置さ れた空きびん 入れ)による週 1回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日 を定めて実施 する。(委託)	南部リサイク ルセンター及 び王禅寺処理 センター資源 化処理施設	資源化(委託)	雑びんを対象とし、 びん内の残留物を除 去し、空きびん入れ に排出すること。 リターナルびんは販 売店又は資源集団回 収等に出すこと。
ペットボ トル	5,914	ステーション 方式(所定の集 積所)による週 1回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日 を定めて実施 する。(委託)	南部リサイク ルセンター及 び王禅寺処理 センター資源 化処理施設	資源化(委託)	ペットボトル内の残 留物を除去し、キャ ップ・ラベルを取り、 つぶしてから空き缶 と一緒に透明又は半 透明袋に入れて排出 すること。

小物金属	2,705	ステーション方式(所定の集積所)による月2回の隔週定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	散乱しやすいものは、紐かテープにより結束して排出すること。 なお、鋏、剃刀、包丁等は厚紙に包むなど安全に配慮すること。 充電式電池を内蔵した製品や充電式電池等は、透明袋に入れ、貼り紙を貼付して排出すること。
使用済み乾電池	283	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源物抽出型無害化処理(委託)	乾電池が確認できる透明又は半透明袋に入れ、資源物集積所に排出すること。 ボタン型電池は、販売店等の回収に協力すること。
古紙	88	資源集団回収の補完的な事業として実施する。(市)	生活環境事業所、処理センター及び加瀬クリーンセンターのストックヤード	資源化(委託)	可能な限り資源集団回収等に出すこと。
ミックスペーパー	8,595	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び橘処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	ミックスペーパー対象物※1は紙袋に入れる、包装紙で包む、または、紐で縛るなど中身が出ないようにして排出すること。
プラスチック製容器包装 (川崎区、幸区、中原区についてはプラスチック資源)	14,912	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設、梶ヶ谷貨物ターミナル駅資源物積替施設及び民間資源化施設(委託)	資源化(委託)	軽く洗うか、汚れをふき取り透明又は半透明の中身の確認できる袋に入れて排出すること。

蛍光管	19	ステーション方式(所定の集積所)による週2回の定曜日(普通ごみと同じ)収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	資源化(委託)	購入時に入れられていた箱等に入れるか、厚紙等に包んで排出すること。
犬猫等の死体	3,566 個	市民からの申込み等により、戸別収集もしくはステーション方式(所定の集積所)による収集を実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	専用焼却炉により焼却(市)	申込みに際しては、段ボール箱等に収納して排出すること。
特定家庭用機器再商品化法対象品目※2	家電小売業者に回収してもらうか、自らで指定引取場所に持ち込む。回収した廃棄物を製造事業者等は、再商品化等を行う。市民は、収集運搬及び再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
パソコン※3	製造事業者等が回収し、再資源化する。市民は、再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
原動機付き自転車	製造事業者等が回収し、資源化する。				
使用済小型電子機器等	認定事業者または、再資源化を適正に実施し得る者は、再資源化等を行う。市民は、拠点回収等に出すこと。				
一時多量ごみ※4	許可業者が指定処理施設に運搬する。※5				

事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの	93,205	事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。※6	指定処理施設	焼却後埋立(市)	可能な限り資源化を行うなど減量化を図ること。 焼却不適物や産業廃棄物は混入しないこと。 許可業者に運搬を委託する場合は、保管場所、収集時間、排出方法等について十分協議し、適正排出に努めること。 保管場所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。
	犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)	473個	事業者自ら指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	専用焼却炉により焼却(市)	段ボール箱等に収納して排出すること。
	実験動物の死体	事業者が自らの責任において適正処理する。				
	資源物	原則として、事業者が自らの責任において資源化する。				
	食品廃棄物及び木くず※7	事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が、一般廃棄物処分業者の処理施設に搬入・処理する。				

※1 ミックスペーパーの対象物は次のものの以外の紙類とする。

- (1) 新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック・一部の資源集団回収登録団体により回収しているミックスペーパー
- (2) 臭いの強い紙類
- (3) 汚れた紙類

※2 テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機など、特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に定める特定家庭用機器が廃棄物となったものに限る。

※3 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に定める指定再資源化製品であって「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」に基づき、製造事業者等による自主回収及び再資源化が可能なものに限る。

※4 一時多量ごみ(一時的に多量に排出される家庭系廃棄物)の搬入計画について、市が収集しないものとして生活環境事業所の確認を受けた場合に限る。

市民は、一時多量ごみを家庭系廃棄物の区分に従って分別し、排出する。また、各区分における協力義務等は、集積所に関する事項を除き、一時多量ごみにも適用する。

※5 本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を2年以上有し、本市の処理施設への搬入実績がある場合において、「一時多量ごみ」を許可の事業の範囲に追加することができる。指定処理施設における一般廃棄物の処理に支障を生じさせない車両により、収集運搬を行うものとする。

※6 市が事業系一般廃棄物を収集運搬する場合は次のとおりとする。

- (1) 事業者が無償の社会奉仕活動として行う公共の場所の清掃・美化活動
- (2) 天災のために特に必要と認める者
- (3) 社会福祉関係の施設であって、市が処理を行うと認定した施設等
- (4) その他市長が特に必要と認める施設等

※7 食品廃棄物にあつては資源化するものに限り、また木くずにあつては資源化等するもの又は指定処理施設の受入基準に適合させるために処理するものに限る。

(イ) 市が収集しないごみ

区 分	廃棄物の例	適 用
有害性物質を含む物	人体に影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む物 (硫酸、塩酸、苛性ソーダ、農薬、毒劇物性薬品等)	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
引火性のある物	可燃性のもので着火点が低く、火炎によって瞬間的に燃え出す物質 (ガソリン、シンナー、灯油、多量のマッチ、花火、火薬等)	
危険性のある物	収集運搬等の安全作業に支障を及ぼす物(爆発物、銃砲刀剣類、注射針等)	
著しく悪臭を発する物	著しく悪臭を発する物 (汚物及び汚物の付着した紙おむつ等)	排出の方法又は排出の量によっては、収集が可能となるものもあるため、その処理については、事前に環境局又は生活環境事業所の指示に従うこと。
市の処理施設で処理できない物	一辺の長さが概ね2メートルを超える粗大ごみ、堅牢な物等、収集車両及び処理施設の能力を超えるもの	

(ウ) 特別管理廃棄物の取扱

一般家庭から排出されるPCB使用部品を含む電子レンジ等のうち、PCB使用部品を除去したものについては、粗大ごみの収集対象とする。

また、アスベスト含有用品、水銀含有用品が一般家庭から排出される場合は、飛散防止装置等必要な対応の上で収集を行う。

(エ) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条に規定する指定処理施設

	指定処理施設名	搬入しようとする廃棄物が排出された区
事業系一般廃棄物	浮島処理センター	川崎市内全域
	橘処理センター	川崎市内全域
	王禅寺処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区

(一時多量ごみに限る) 家庭系廃棄物	浮島処理センター (粗大ごみ処理施設を含む) 王禅寺処理センター (資源化処理施設を含む)	川崎市内全域
-----------------------	--	--------

注1 事業系一般廃棄物について、一日平均30キログラムを超えないごみを排出する事業者で、一回の搬入量が200キログラム以下の事業者については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

注2 犬猫等の死体（実験動物の死体を除く。）については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

注3 一時多量ごみの搬入に際し、処理センター内の搬入作業は、処理センター職員の指示に従うものとする。

注4 一時多量ごみのうち、り災ごみについては「り災ごみの処理に関する取扱要領」に従うものとする。

イ ごみ中継輸送計画及び中継施設

(ア) 中継輸送計画

ごみ種別	中 継 区 域	輸送計画量 (トン)
普通ごみ	加瀬クリーンセンター (車両) → 各処理センター	34,455
破碎ごみ 可燃物	王禅寺処理センター (車両) → 橘処理センター	9,770
プラスチック製 容器包装	梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島処理センター 資源化処理施設	8,345
焼却灰	橘処理センター (車両) → 梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島廃棄物埋立処分場 (2期地区)	17,638
	王禅寺処理センター (車両) → 梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島廃棄物埋立処分場 (2期地区)	10,388

(イ) 中継施設

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/5h)	受入計画量 (トン)
加瀬 クリーンセンター	幸区南加瀬 4-40-23	ごみ圧縮・専用コ ンテナ詰め込み	300	34,455

ウ 中間処理計画

(ア) 焼却処理

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/24h)	処理計画量 (トン)	焼却灰量 (トン)
浮島 処理センター	川崎区浮島町 509-1	全連続燃焼式	900	93,610 (内施設搬入分 49,275)	11,608
橘 処理センター	高津区新作 1-20-1	全連続燃焼式	600	138,880 (内施設搬入分 21,865)	17,638
王禅寺 処理センター	麻生区王禅寺 1285	全連続燃焼式	450	89,560 (内施設搬入分 21,940)	10,388
計			1,950	322,050 (内施設搬入分 93,080)	39,634

(イ) 破碎処理 (小物金属含む)

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/5h)	処理計画量 (トン)
浮島処理センター 粗大ごみ処理施設	川崎区浮島町 509-1	回転式、剪断式破碎機	50	6,668
王禅寺処理センター 資源化処理施設	麻生区王禅寺 1285	回転式、剪断式破碎機	40	6,424
計			90	13,092

(ウ) 資源化処理

a 空き缶、ペットボトル及び空きびん

施設名	所在地	品目	形式	公称能力	受入計画量 (トン)
南部リサイクルセンター	川崎区夜光 3-1-3	空き缶	選別、 圧縮・成型等	28 トン /4h	1,798
		ペットボトル	選別、 圧縮・結束等	7 トン /1h	2,004
		空きびん	手選別	20 トン /5h	3,914
王禅寺処理センター 資源化処理施設	麻生区王禅寺 1285	空き缶	選別、 圧縮・成型等	20 トン /5h	5,168
		ペットボトル	選別、 圧縮・結束等	12.5 ト ン/5h	3,910
		空きびん	手選別	25 トン /5h	5,308
計		空き缶		—	6,966
		ペットボトル		—	5,914
		空きびん		—	9,222

b 使用済み乾電池

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設（委託）	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	283

c ミックスペーパー

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター資源 化処理施設	川崎区浮島町 509-1	選別、圧縮	70	3,333
橘処理センター資源化 処理施設	高津区新作 1-20-1	選別・圧縮	90	5,262

d プラスチック製容器包装・プラスチック資源（川崎区）

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター資源 化処理施設	川崎区浮島町 509-1	選別、圧縮・梱包	55	10,405

e プラスチック資源（幸区、中原区）

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設（委託）	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	4,507

f 蛍光灯

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設（委託）	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	19

(エ) 動物死体処理

施設名	所在地	処理対象物	公称能力	受入計画量
浮島処理センター 動物死体処理施設	川崎区浮島町 509-1	犬猫等の死体	150 キログラム/5h × 2 炉	4,039 個

エ 最終処分計画

施 設 名			浮島廃棄物埋立処分場（２期地区）	
所 在 地			川崎区浮島町５２３番地１先	
埋立計画量	都市施設 廃棄物	一般廃棄物	41,673	トン
		産業廃棄物	1,383	トン
	産業廃棄物		140	トン
	一般廃棄物		7	トン
	合計		43,203	トン
埋立対象物			燃え殻、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥	

※市が行う処理に支障をきたさない範囲において、一般家庭から排出される埋立対象物について、搬入を受け入れる。

オ 特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器の引取場所
 (ア) 特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所

指定引取場所	場 所
東芝環境ソリューション株式会社	横浜市鶴見区寛政町 20-1
日本通運株式会社横浜都筑指定引取場所	横浜市都筑区佐江戸町 433
スガヤメタル株式会社	横浜市都筑区早渕 1-25-33
株式会社 LNJ 小泉京浜第二倉庫	東京都大田区京浜島 3-3-12

※指定取引場所の一部を掲載

(イ) 川崎家電リサイクル協議会加盟家電小売業者が利用できる市ストックヤード

	場 所
橘処理センター (※)	高津区新作 1-20-1
多摩生活環境事業所	多摩区枳形 1-14-1

※ スtockヤードの所管は生活環境部収集計画課

カ 市が処理する産業廃棄物

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第29条第2項の規定に基づき、市が処理する産業廃棄物を次のとおり定める。

- (ア) 発生場所 川崎市内
 (イ) 排出者 川崎市内の小規模事業者
 (ウ) 処理の方法 埋立
 (エ) 対象物 市が行う一般廃棄物の処理に支障をきたさない産業廃棄物の一部について、市の処理施設への搬入を受け入れる。なお、焼却処理施設での受入は行わない。

(オ) 種類等

処理方法	産業廃棄物の種類	受入基準
埋 立	ガラス及び陶磁器くず	再生利用が困難なもの 最大径15cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの
	がれき類	再生利用が困難なもの 最大径概ね30cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの

※収集計画量と処理計画量は、焼却炉の運転状況等により必ずしも一致しない。

(2) し尿等処理実施計画

し尿収集、浄化槽清掃及び汚泥収集は市が行う。また、これに伴うし尿及び浄化槽汚泥処理は市が行う。

ア し尿収集及び浄化槽清掃計画

	収集延件数 (件)	計 画 量 (キ ロ リ ッ ト ル)	収集及び清掃方法	市民等の協力義務等
し尿収集 (仮設トイレ収集分含む)	40,666	7,008	・原則として、月2回収集とする。 ・仮設トイレは事業者等からの申込みにより収集を実施する。	公共下水道処理区域内においてくみ取りトイレを設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。 便槽内に布切れ等異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽清掃	3,091	18,239	設置管理者の申込みによる各戸清掃とする。	公共下水道処理区域において浄化槽を設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。
汚泥収集	1,386	14,374		

イ し尿及び浄化槽汚泥処理計画

施設名	所在地	処理方法	公称能力 (キ ロ リ ッ ト ル/h)	受入計画量 (キ ロ リ ッ ト ル/年)
入江崎 クリーンセンター	川崎区塩浜 3-14-1	夾雑物を除去し、希釈して下水処理施設へ圧送する。	500 キロリットル /24h	35,173
宮前生活環境事業所	宮前区宮崎 172	汚泥を沈殿分離し上澄水を希釈して下水管に投入する。	100 キロリットル /12h	6,414 ※

※事業所汚水排出量 1,996 kl を含む

ウ 公衆トイレ清掃計画

公衆トイレ数	清掃方法	市民等の協力義務等
14	・ 原則、毎日1回以上日常清掃を行う。 ・ 原則、2か月に一回以上定期清掃を行う。	利用者が快適に使用できるように清潔に使用すること。